

## 富山市R T Kサービス普及モデル事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市R T Kサービス普及モデル事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の目的)

第2条 市長は、本市が掲げる「稼げる農業」の実現を目指すため、スマート農業のモデル地区である「水橋地区」において、農業者がR T Kサービスを活用することに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スマート農業 ICTなどの技術を活用し、効率化や省力化を実現する農業をいう。
- (2) R T Kサービス スマート農業の導入に不可欠なGPS等の位置情報の精度を向上させるサービスをいう。

### (補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (3) R T Kサービスを令和8年4月1日以降、新たに契約した者であること。
- (4) 「水橋地区」の地域計画に位置付けられた農業者であること。

### (補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 「富山R T Kサービス」を活用する事業
- (2) 「クボタR T Kサービス」を活用する事業
- (3) 「ISEKI 高精度 GNSS 位置情報サービス」を活用する事業
- (4) その他キャリア提供の高精度 GNSS 位置情報補正サービスを活用する事業

### (補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費の区分、補助率及び補助上限額は、別表に定めるとおりとする。

### (交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「交付申請者」という。）は、富山市R T Kサービス普及モデル事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書

類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

2 交付の申請は、1つのIDにつき、同一年度内に1回限りとする。ただし、新たに交付申請した年度を含めて最大3回、交付申請できるものとする。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付を決定し、富山市RTKサービス普及モデル事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から7日以内に富山市RTKサービス普及モデル事業補助金交付申請取下書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（事業計画の変更等の承認）

第10条 補助事業者は、事業計画等の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、富山市RTKサービス普及モデル事業補助金変更交付（承認）申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、富山市RTKサービス普及モデル事業補助金変更交付決定（承認）通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、完了後10日以内に富山市RTKサービス普及モデル事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第9号）

(2) 収支決算書（様式第10号）

(3) RTKサービス使用料を支払ったことのわかる書類

（補助金等の額の確定）

第12条 市長は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、富山市RTKサービス普及モデル事業補助金額確定通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、規則第15条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富山市RTKサービス普及モデル事業補助金取消決定通知書（様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、規則第16条の規定により補助金の返還を命ずるときは、富山市RTKサービス普及モデル事業補助金返還命令書（様式第13号）により、補助事

業者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

(廃止期日)

第2条 この要綱は、令和14年3月31日をもって廃止する。ただし、要綱第13条及び第14条の規定については、要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表 (第6条関係)

補助対象経費	内容	補助率	補助上限額
使用料	RTKサービス使用料	(1ID目) ID使用料の50% (千円未満切り捨て)	1万円
		(2ID目以降) ID使用料の80% (千円未満切り捨て)	2万円